



ベトナム&アジア 成長国ファンド

追加型投信／海外／株式



Vietnam & Asia Growth Fund



India



Indonesia



Philippines

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)を含む詳細な情報は下記の委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。

また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。

ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、下記の委託会社までお問い合わせください。

■委託会社：ファンドの運用の指図を行う者
ファイブスター投信投資顧問株式会社

■受託会社：ファンドの財産の保管および管理を行う者
三井住友信託銀行株式会社

金融商品取引業者登録番号 関東財務局長(金商)第2266号

ホームページ：<https://www.fivestar-am.co.jp/>

お客様デスク：03-3553-8711

(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式・一般))	年4回	アジア・ エマージング	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」欄は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。
※商品分類、属性区分は、一般社団法人資産運用業協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご覧ください。

委託会社の概要	
委託会社名	ファイブスター投信投資顧問株式会社
設立年月日	2009年4月1日
資本金	2億6,532万円(2026年6月末現在)
運用する投資信託財産 の合計純資産総額	502億5,961万円(2026年6月末日現在)

- この目論見書により行うベトナム&アジア成長国ファンドの受益権の募集については、発行者であるファイブスター投信投資顧問株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年8月20日に関東財務局長に提出しており、2026年8月21日にその届出の効力が生じています。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法(平成18年法律第108号)によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ファンドの目的

信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

● 特色1

当ファンドは、投資信託証券（以下「指定投資信託証券」という場合があります。）を主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。指定投資信託証券への投資を通じて、主として、ベトナム、インド、インドネシア、フィリピンなど、インドやASEAN（東南アジア諸国連合）で相対的に高い成長が期待される国（アジア成長国）の株式等を実質的な投資対象とします。



ベトナム



インド



インドネシア



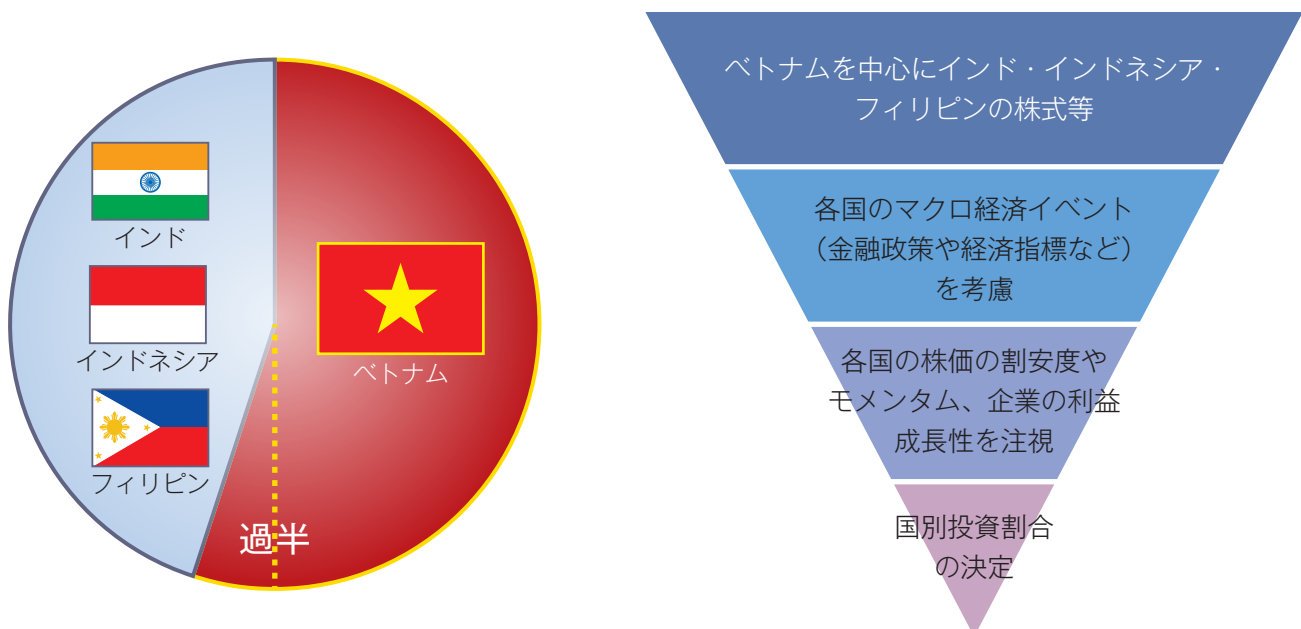
フィリピン

ベトナムを中心に相対的に高い経済成長が見込まれる国を投資対象国とします。

● 特色2

・ベトナムの株式への実質的な投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の過半とします。

国別投資割合とプロセスのイメージ



・指定投資信託証券への資産配分については、市場環境等を勘案して委託会社が決定し、投資する投資信託証券は別に定める指定投資信託証券の中から選択することを基本とします。また、組入れ投資信託証券については適宜見直しを行います。

● 特色3

ベトナムへの投資にあたっては、「ベトナム・ロータス・マザーファンド」を通じて、主としてベトナムの取引所に上場しているベトナム株式、ならびに世界各国・地域（日本を含む。）の取引所に上場しているベトナム関連企業の株式等に投資します。銘柄選択は、企業収益の成長性・財務健全性・流動性等を勘案して柔軟に行います。

■ベトナム関連企業とは、ベトナムで営業を行う企業、もしくはベトナム経済動向の影響を強く受けるビジネスを行う企業で、ベトナム国籍以外の企業をいいます。

■投資するベトナム株式には、当該株式の値動きに連動する上場投資信託（ETF）を含みます。

ベトナム株式の銘柄選択プロセス

主にトップダウンアプローチとボトムアップアプローチの有機的融合を通じた銘柄選択を行います。

トップダウンアプローチ

マクロ経済分析

ベトナムの実体経済の動向（GDP、貿易統計などの定量分析及び報道の内容等の分析）や政治情勢、国内政策等の見通しを把握します。

ボトムアップリサーチ

個別企業のファンダメンタル分析

ベトナム株式およびベトナム関連企業の株式について特定のテーマやセクター等に限定せず、成長性・収益性・安定性、流動性の観点から分析を行い、成長が期待できる魅力的な個別銘柄を抽出します。

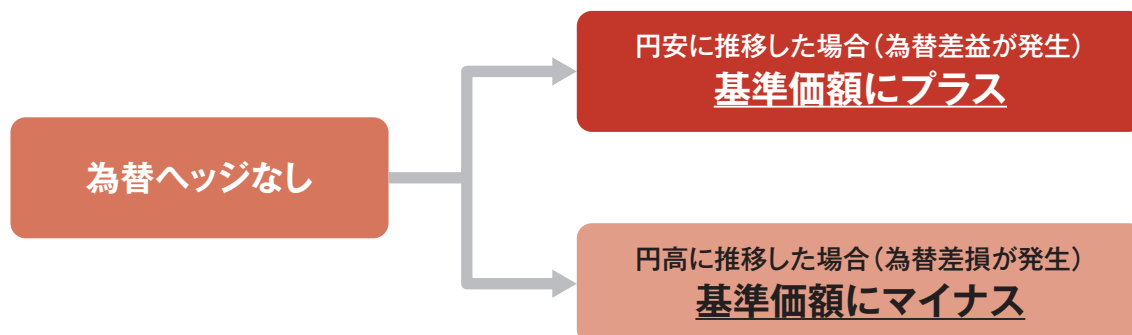


※ただし、市場環境やその他の要因により上記の運用ができない場合があります。

● 特色4

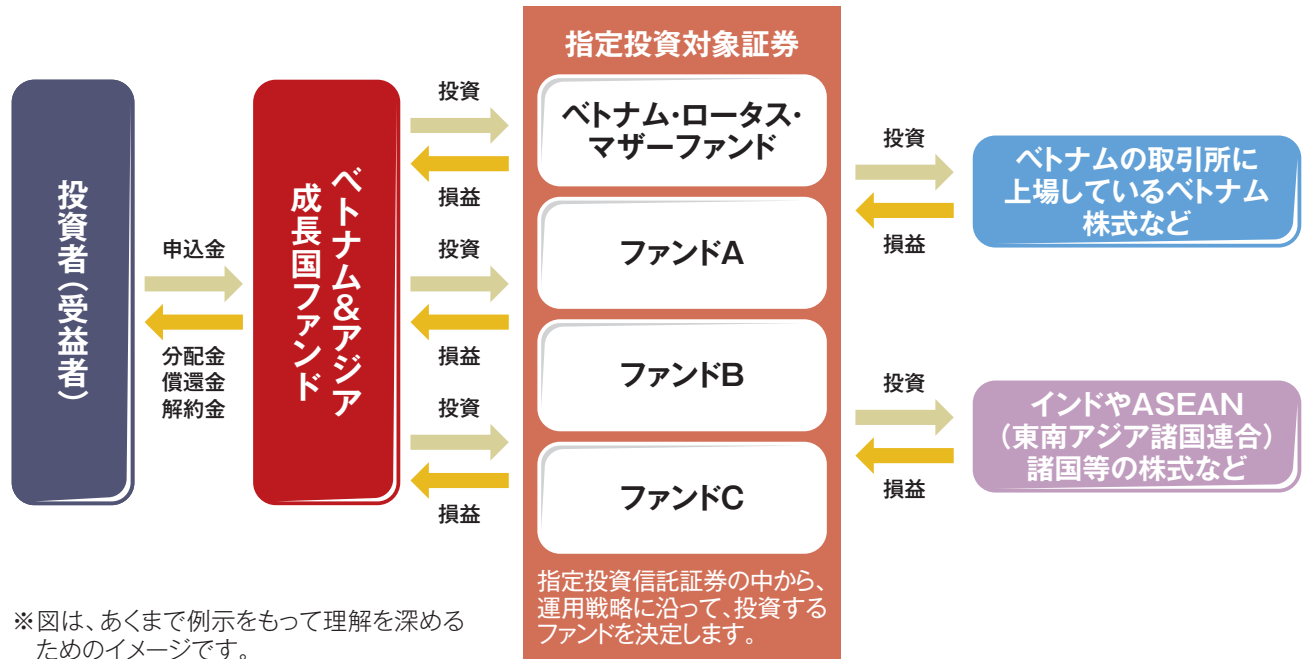
外貨建て資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

■ 為替の影響については、外貨建て資産に対し、対円での為替ヘッジを行わない場合には、基準価額は為替変動の影響を受けます。



ファンドの仕組み

- 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- ファンド・オブ・ファンズ方式とは、ファンドの信託財産を主に他のファンドに投資する仕組みで、一般社団法人資産運用業協会の定める商品分類において、「主として投資信託証券に投資するもの」をいいます。



※図は、あくまで例示をもって理解を深めるためのイメージです。

主な投資制限

- 投資信託証券(外貨建の投資信託証券も含みます。)への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- デリバティブ取引の直接利用は行いません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 原則として為替ヘッジは行いません。

分配方針

毎年4回（原則として、毎年2月、5月、8月、11月の20日。ただし、休業日の場合には翌営業日とします。）決算を行い、原則として次の通り分配を行う方針です。

■分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます）等の全額とします。

■分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配を行わないこともあります。

■収益分配に充てず信託財産内に留保した利益について、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき運用を行います。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

実績報酬

計算期間を通じて毎日、前営業日の基準価額（1万口当たり）がハイ・ウォーターマークを上回った場合、当該基準価額から当該ハイ・ウォーターマークを控除して得た額に16.5%（税抜15%）の率を乗じて得た額に、計算日における受益権総口数を乗じて得た額を計上します。

実績報酬（期中に一部解約が行われた場合には、当該一部解約口数に相当する分の実績報酬額を含みます。）は、毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から委託会社に支弁するものとします。

$$\left(\begin{array}{c} \text{前営業日の} \\ \text{基準価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{ハイ・ウォーター} \\ \text{マーク} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} 16.5\% \\ \text{(税抜15\%)} \end{array} = \begin{array}{c} \text{実績報酬} \end{array}$$

●ハイ・ウォーターマークについて

(1) 第一計算期間の終了日まで：10,000円（1万口当たり）

(2) (1)以降：毎計算期間末において、実績報酬の算出基準となる当該日の前営業日の基準価額が、その時点のハイ・ウォーターマークを上回った場合は、翌営業日以降のハイ・ウォーターマークは、当該基準価額に変更されます。ただし、ハイ・ウォーターマークが変更されない場合においても、決算時に収益分配が行われた場合には、ハイ・ウォーターマークは収益分配金額を控除したものに調整されるものとします。

●実績報酬の留意点

- ・毎日の基準価額は、前営業日の実績報酬が費用計上された後の価額です。従って、解約される際に、解約時の基準価額から更に実績報酬が差し引かれるものではありません。
- ・実績報酬は、毎計算期間末ごとにファンドから支払われますが、この場合も実績報酬は既に費用計上されていますので、更に実績報酬が差し引かれるものではありません。
- ・実績報酬額（超過額の15%）の配分は以下の通りです。
委託会社 7.5%、販売会社 7.5%、受託会社 ありません。

投資対象とする投資信託証券の概要

ファンド名	フランクリン FTSE インド ETF (英文名 : FRANKLIN FTSE INDIA ETF)
投資方針・特色	フランクリンFTSEインドETFは、インドの大型株および中型株で構成される指数と同等の投資成果を目指しています。連動対象指数は、FTSE インド・キャップド・インデックスとしています。
管理会社	フランクリン・アドバイザーズ・インク
主たる上場取引所	NYSE アーカ取引所(米国)
信託報酬等	年率0.19%
当初設定日	2018年2月6日

ファンド名	iシェアーズMSCI インドネシア ETF (英文名 : iShares MSCI Indonesia ETF)
投資方針・特色	iシェアーズ MSCI インドネシア ETFは、インドネシアの株式全般で構成される指数と同等の投資成果を目指しています。連動対象指数は、MSCI インドネシア IMI 25/50 指数としています。
管理会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
主たる上場取引所	NYSE アーカ取引所(米国)
信託報酬等	年率0.59%
当初設定日	2010年5月5日

ファンド名	iシェアーズMSCI フィリピン ETF (英文名 : iShares MSCI Philippines ETF)
投資方針・特色	iシェアーズ MSCI フィリピン ETFは、フィリピンの株式全般で構成される指数と同等の投資成果を目指しています。連動対象指数は、MSCI フィリピン IMI 25/50 指数としています。
管理会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
主たる上場取引所	NYSE アーカ取引所(米国)
信託報酬等	年率0.59%
当初設定日	2010年9月28日

投資対象とする投資信託証券の概要

ファンド名	ベトナム・ロータス・マザーファンド
投資方針・特色	① 主としてベトナムの取引所に上場しているベトナム株式、ならびに世界各国・地域（日本を含む）の取引所に上場しているベトナム関連企業の株式に投資し、信託財産の成長を目指した運用を行います。 ② ベトナム関連企業とは、ベトナムで営業を行う企業、もしくはベトナム経済動向の影響を強く受けるビジネスを行う企業で、ベトナム国籍以外の企業をいいます。 ③ 投資するベトナム株式には、当該株式の値動きに連動する上場投資信託（ETF）を含みます。 ④ 株式の組入比率は原則として高位を保ちます。 ⑤ 銘柄選択は、企業収益の成長性・財務健全性・流動性等を勘案して柔軟に行います。 ⑥ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ⑦ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）等による市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が出来ない場合があります。
信託報酬等	かかりません
委託会社	ファイブスター投信投資顧問株式会社

基準価額の変動要因

信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

当ファンドは指定投資信託証券への投資を通じて、主として、ベトナムやインド・インドネシア・フィリピンなどのアジア成長国の株式などの値動きのある金融商品（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しておりますので、当ファンドの基準価額は変動します。受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドおよび当ファンドが投資する指定投資信託証券の基準価額を変動させる要因の主なものは、以下の通りです。

有価証券の 価格変動リスク	当ファンドは、指定投資信託証券を通じて株式や債券など値動きのある有価証券を組入れており、指定投資信託証券は、組入れた株式や債券の価格変動の影響を受けます。株式や債券等の価格は、国内外の政治、経済、社会情勢、株式や債券等の発行企業の経営状況等により変化します。その結果、ファンドの基準価額が値下がりすることがあります。
為替変動リスク	当ファンドは、指定投資信託証券を通じて外貨建資産に投資しておりますので、為替相場の変動の影響を受けます。為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が値下がりする要因となります。
信用リスク	当ファンドは、指定投資信託証券を通じて投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあり、これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。
カントリーリスク	当ファンドは、投資先の国の政治、経済および社会情勢等の変化ならびに法制度および税制度等の変更により、市場が混乱した場合、または取引に対して新たな規制もしくは税金が課されるような場合には、基準価額が値下がりする要因になります。
追加・解約による 資金流出入に伴うリスク	投資信託では、投資者からの追加設定（購入）や解約（換金）によって、ファンドに資金の流入または流出が発生します。資金の大規模な流入があった場合、短期間で多額の資金を運用する必要が生じ、運用効率が低下したり、市場価格に影響を与えることがあります。また、大量の解約が発生した場合には、保有資産を急いで売却しなければならず、不利な価格での売却を余儀なくされ、ファンドの基準価額が下落する可能性があります。このように、資金の流出入の状況によっては、投資信託の運用やパフォーマンスに悪影響を与えるリスクがあります。
流動性リスク	当ファンドにおいて有価証券等を売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることもあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。
国別配分リスク	ファンドが特定の国または地域に投資対象を集中させている場合、その国または地域の政治的・経済的な情勢、制度変更、自然災害、政情不安、通貨の変動などの影響を大きく受ける可能性があります。こうした事象が発生した場合、当該国・地域の市場全体が下落し、ファンドの基準価額が大きく変動する要因となることがあります。このように、国や地域ごとの配分によっては、投資元本を下回る損失が発生するリスクがあります。

（ご注意）以上は、基準価額の主な変動要因であり、変動要因はこれに限られるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金の申し込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 分配金は、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した運用収益を超えて支払われる場合があります。投資者のファンド購入価額によっては、分配金の一部または全部が実質的には元本の一部払戻に相当する場合があります。

リスクの管理体制

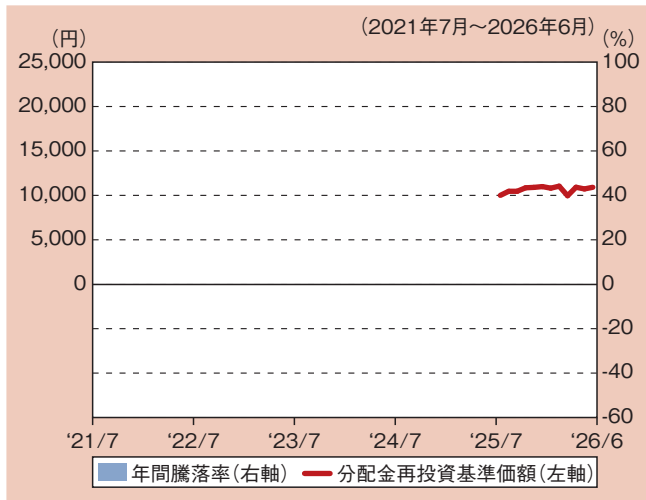
運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス評価を実施するとともに、流動性リスクを含む運用リスクの状況、法令、主な投資制限等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス委員会に報告します。

- パフォーマンスの考査 ……………ファンドの運用状況については、パフォーマンス分析および評価の結果がコンプライアンス委員会に報告され、審議を行います。
- リスクの管理 ……………コンプライアンス上のリスク、委託会社の業務において発生しうるあらゆるリスクについて、コンプライアンス委員会に報告され、審議を行います。

※上記体制は2026年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

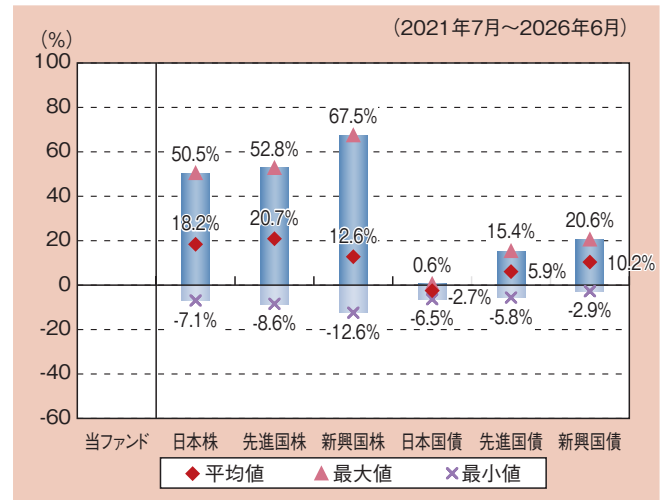
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※当ファンドは設定から1年が経過していないため、年間騰落率を表示できません。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額とは異なる場合があります。(分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値、最大値、最小値を表示したものであり、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しました。ただし、当ファンドは設定から1年が経過していないため、年間騰落率を表示できません。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

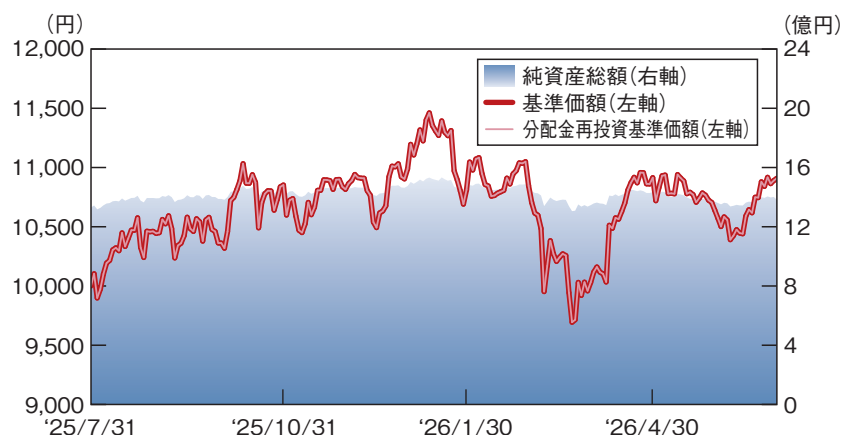
※先進国株ならびに新興国株については米ドルベースのため、Bloomberg L.P. (ブルームバーグ・エル・ピー) が提供する円換算の指数を表示しております。

<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名	注記等
日本株	TOPIX (配当込み)	TOPIXとは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研に帰属します。株式会社JPX総研は、TOPIXの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。株式会社JPX総研はTOPIXの算出もしくは公表方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI (国債)	NOMURA-BPI国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している我が国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債のほか、地方債、政府保証債、金融債、事業債および円建外債等で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI国債は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社の知的財産であり、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任ありません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLC により運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合投資収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数に関する著作権、商標権、その他知的財産権はすべてFTSE Fixed Income LLC に帰属します。
新興国債	FTSE新興国市場国債インデックス (円ベース)	FTSE新興国市場国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLC により運営され、主要新興国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数に関する著作権、商標権、その他知的財産権はすべてFTSE Fixed Income LLC に帰属します。

データ基準日：2026年6月末現在

基準価額・純資産の推移



※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において信託報酬は控除しております。

基準価額および純資産総額

基準価額(1万口当たり)	10,910円
純資産総額	1,382百万円

※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。
※純資産総額は単位未満を切り捨てております。

分配の推移

決算期	分配金
第1期(2025年11月20日)	0円
第2期(2026年2月20日)	0円
第3期(2026年5月20日)	0円
設定来累計	0円

※分配金は、1万口当たり税引前の金額です。
※分配金は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

◆月末組入比率の状況

内訳	組入比率(%)
ベトナム	67.3
ベトナム・ロータス・マザーファンド	67.3
アジア成長国	31.2
フランクフルン FTSE インド ETF	27.1
iシェアーズMSCI インドネシア ETF	0.0
iシェアーズMSCI フィリピンETF	4.1
現金等	1.5
合計	100.0

※比率は小数点第2位を四捨五入しております。

ベトナム・ロータス・マザーファンドの状況

◆組入上位10業種

順位	業種	投資比率(%)
1	銀行業	34.8
2	不動産業	28.5
3	素材	8.5
4	小売業	5.3
5	各種金融業	5.1
6	資本財	4.1
7	耐久消費財・アパレル	2.8
8	食品・飲料・タバコ	2.1
9	エネルギー	1.8
10	ソフトウェア・サービス	1.5

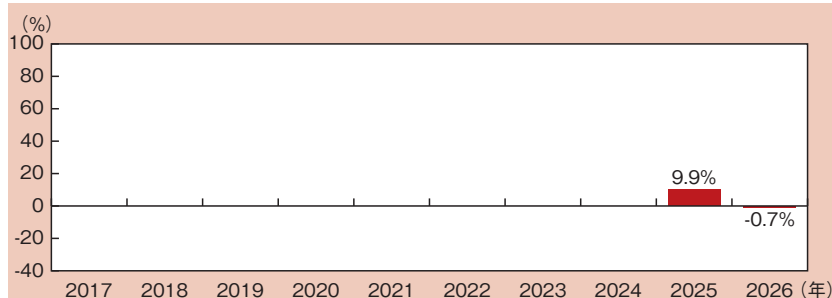
※マザーファンドの対純資産総額比です。
※比率は小数点第2位を四捨五入しております。

◆組入上位10銘柄

順位	銘柄名	業種	比率(%)
1	ビングループ	不動産業	9.5
2	ビンホームズ	不動産業	9.3
3	ベトナム外商銀行	銀行業	5.6
4	ベトナム産業貿易商業銀行	銀行業	4.0
5	VPバンク	銀行業	4.0
6	軍隊商業銀行	銀行業	3.9
7	ロックファット・ベトナム商業銀行	銀行業	3.8
8	テーゾイジードン投資	小売業	3.8
9	ホアファットグループ	素材	3.6
10	サコムバンク	銀行業	3.6

※マザーファンドの対純資産総額比です。
※比率は小数点第2位を四捨五入しております。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※当ファンドにはベンチマークはありません。
※ファンドの「年間収益率」は、「税引前分配金再投資基準価額」の騰落率です。
※2025年は設定日(2025年7月31日)から年末までの騰落率を、2026年は年初から6月末までの騰落率をそれぞれ表しています。
※収益率は小数点第2位を四捨五入しております。

ファンドの過去の運用実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページでご確認いただけます。

お申込みメモ

購 入 単 位	1口または1円単位として販売会社が定める単位 ※詳しくは販売会社にご確認ください。
購 入 価 額	購入申込日の翌営業日の基準価額とします。
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	1口または1円単位として販売会社が定める単位 ※詳しくは販売会社にご確認ください。
換 金 価 額	換金（解約）受付日の翌営業日の基準価額
換 金 代 金	原則として換金（解約）受付日から起算して8営業日目からお支払いします。 ただし、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金代金の支払いを延期する場合があります。
申 込 締 切 時 間	営業日の午後3時30分までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。
購 入 ・ 換 金 申 込 不 可 日	以下の日においては、購入および換金（解約）のお申込みができません。 米国またはベトナムの証券取引所または銀行のいずれかの休業日（土曜日および日曜日を除きます。）
購入の申込期間	2026年8月21日から2027年2月19日までとします。 ※継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換 金 制 限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限（1億口または1億円以上の解約は、正午まで）を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金（解約）の受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金（解約）申込みの受付を取消す場合があります。
信 託 期 間	原則として無期限（2025年7月31日設定）
繰 上 償 還	次のいずれかの場合等には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託者と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。 ■受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ■やむを得ない事情が発生したとき ■繰上償還することが投資者のために有利であると認めるとき ■この信託が主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合
決 算 日	年4回。（原則として毎年2月、5月、8月、11月の20日。ただし、休業日の場合には翌営業日）
収 益 分 配	年4回、毎決算時に収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。
信託金の限度額	ファンドの信託金の限度額は1,000億円です。
公 告	電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。 ホームページアドレス https://www.fivestar-am.co.jp なお、やむを得ない事由により公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	毎年5月、11月の決算時および償還後に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※上記は、2026年6月末現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。 益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込日(ただし、当初募集期間においては、1口当たり1円)の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、上限を 3.3%(税抜3.0%) として、販売会社が定める料率を乗じて得た額とします。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。
信託財産留保額	一部解約申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。 信託財産留保額は、ご換金(解約)額から控除され、投資信託に組入れられます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	当ファンドの日々の純資産総額に年1.397%(税抜年1.270%)の率を乗じて得た額とします。 運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。			
	当ファンドの運用管理費用 (信託報酬)(年率)		年1.270% (税抜)	運用管理費用＝日々の純資産総額×信託報酬率
	配分	委託会社	年0.60%	委託した資金の運用の対価
		販売会社	年0.60%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
		受託会社	年0.07%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
	投資対象とする 投資信託証券		年0.000%～0.590%程度(※マザーファンド以外の組入れ比率は50%以下として年0.095%～0.295%程度)	
	実質的な負担*		年1.492%～1.692%(税抜年1.365%～1.565%)程度	
※投資対象とする投資信託証券の組入比率などにより±0.2%程度変動しますので、受益者が負担する実質的な信託報酬も変動します。 ※信託報酬のほかに、実績報酬(ハイ・ウォーターマーク方式)を設けており、超過収益が発生した場合には収益の16.5%(税抜15%)が各計算期間末および償還時に支払われます。なお、当該費用は超過収益に応じて発生するため、実質的な数値を表示することができません。				
その他の費用・ 手数料	諸費用として、以下の費用等が信託財産から支払われます。 ■有価証券取引に伴う手数料(売買委託手数料等並びに消費税等相当額を含みます。) ■信託財産に関する租税 ■監査報酬(監査報酬に係る消費税等相当額を含みます。) ■上記費用の他、以下の諸費用(消費税等相当額を含みます。)も受益者負担とし、信託財産中から支弁します。 ①この信託の計理業務およびこれに付随する業務に係る費用 ②振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用 ③有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書(これらの訂正に係る書類を含みます。)の作成、印刷および提出に係る費用 ④目論見書および仮目論見書(これらの訂正に係る書類を含みます。)の作成、印刷および交付に係る費用(これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。) ⑤信託約款の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁へ提出する場合の提出費用も含みます。) ⑥運用状況に係る情報の提供に係る費用(これを監督官庁へ提出する場合の提出費用も含みます。) ⑦この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用 ⑧格付けの取得に要する費用 ⑨この信託の法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用 ⑩投資信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用(債権回収に要する弁護士費用等を含みます。) ⑪組入外貨建資産の保管口座開設費用、および保管費用 ⑫組入外貨建資産等の調査費用 ※その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。			

ファンドの費用・税金

税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度です。

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2026年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
ベトナム&アジア成長国ファンド	2.58%	1.83%	0.75%

※対象期間は2025年11月21日～2026年5月20日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。

※ 詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。



ファイブスター投信投資顧問株式会社